

放送に係る外資規制の実効性確保に向けた 当面の対応(案)について

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年7月

1. 方向性

現行制度の課題	対応の方向性	改正の対象
認定基幹放送事業者・認定放送持株会社の外資比率・役員の国籍を 定期的に把握・検証するための総務大臣の権限 が定められていない。 ※ 特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者に対しては、電波法に基づく報告徴収権あり	総務大臣が認定基幹放送事業者・認定放送持株会社に対し 資料の提出を求めることができる事項 として、外資比率・役員の国籍に関する事項を規定	政令 放送法施行令
基幹放送事業者・認定放送持株会社の 認定・免許の申請 に当たって提出する 申請書・添付書類 について、外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証可能な 様式 となっていない。	申請書・添付書類の様式を変更	省令 放送法施行規則 無線局免許手続規則

2. スケジュール

令和3年	7月5日	第2回検討会（当面の対応の方向性）
	7月下旬～8月上旬	第3回検討会（政令・省令改正の概要）
	8月～9月	意見募集
	10月頃	意見募集結果の公表
	11月頃	閣議請議（政令改正のみ）
	12月頃	公布・施行

(参考 1) 資料の提出に関する現行制度

放送法	(資料の提出) 第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。
放送法施行令（政令）	(資料の提出) 第八条 法第百七十五条（略）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（略）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（略）又は有料放送管理事業者（略）に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 - 一 協会（略） - イ 法第五条第一項（略）に規定する番組基準及び法第六条第三項（略）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項 - ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項 - ハ 法第九条第一項（略）の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項 - 二～チ（略） - 三 基幹放送事業者（略） 次に掲げる事項（略） - イ 第一号イ及びロに掲げる事項 - ロ 第一号ハに掲げる事項 - ハ 法第百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項 - ニ 法第百四十七条第一項に規定する有料放送（略）を行う基幹放送事業者にあつては、（略）に関する事項 - 四 一般放送事業者（略） - 五 基幹放送局提供事業者（略） - 六 媒介等業務受託者（略） - 七 有料放送管理事業者（略） 2（略） 【課題①】 認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項が定められていない。 【課題②】 基幹放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項として外資比率・役員の国籍に関する事項が定められていない。

地上基幹放送事業者

○放送法施行規則（省令）別表第七の一号（抜粋）

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備考
			%	

イ 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権 に対する 比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等 が当該出 資者に占 める議決 権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める 議決権のうち 1000 分の 1 未満の比率のものの計			%				
計			外国人等 の直接に 占める議 決権の比 率の計 %			外国人等の 間接に占め る議決権の 比率の計 %	
合計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率 の合計			%	

衛星基幹放送事業者

○放送法施行規則（省令）別表第七の二号（抜粋）

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備考
			%	

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の 1 以上の者(株式会社にあっては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあっては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあっては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注 7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- (エ) 出資の予定のものについてはその旨

【課題①】

申請書・添付書類に外資比率が規制の範囲内であることを把握可能な表が設けられていない。

【課題②】

外資比率が規制の範囲内であることを把握可能な表は設けられているものの、外資比率の計算の過程を検証可能なものになっていない。